

我が国の防衛論議の進め方を考える

何が論議の「場」を狭めているのか

はじめに

自衛官になつていなければ、国の防衛を巡つての議論や、防衛政策について、関心を持つことはなかつたと思う。おそらく、一般の国民にとつて、戦後の我が国の防衛論議における、ある種の落ち着きの悪さはなんとなく引っかかつてはいても、長い間、直接自分に関わりのないことという感覚だつたと思う。

「落ち着きの悪さ」とは、我が国の防衛論議を進める際に、その最初から議論の範囲が限定され、真に論じられるべきことが抜け落ちているのではないかという感覚である。

翻つて、我が国のお安全保障を考える際、北朝鮮への対応も焦眉の急であるが、中国がこのまま経済成長を続け、数十年を経ずしてアメリカに並ぶ大国に成長する可能性について、前提として考えておくべきだろう。その時、我が国の地政学的条件を考えれば、米中の勢力圏の狭間にあつて我が国の安全保障をいかに確保するのか、大変難しい状況になると考えなければならない

廣瀬 誠 陸自73

だろう。

わが国の防衛について必要な論点が論じつくされて、はじめて将来の厳しい防衛環境に対処することができる。しかし、自衛隊に入隊以来、50年、いつか必ず改善されると考えて振り返ると、いまだに防衛論議の幅が実質的に限定されていることが当たり前のことになつておらず、多くの国民も、そのことに無自覚なのではないかと思える。以下、我が国の防衛論議を進めるにあたり、論すべきことを抜けなく議論できる「場」(フィールド)の範囲を狭めている要因について考えてみたい。

1 防衛論議が、憲法等の法律論から始まり、それに終始する傾向

我が国の防衛を論じる場合、まず、憲法の枠組の中から議論が始まること、法治国家として自然なことである。しかし、我が国の平和主義と憲法第9条がある意味で特殊なものであるため、我が国に独特な議論になつてゐる。代表的なものは、自衛隊は軍隊

かどうかという議論や、集団的自衛権は認められるのかと言う議論である。 実際には、議論の出発点だけに止まらず、憲法等の法律の枠だけから防衛政策を論じる「思考の枠」が決つてしまつた。つまり、憲法等の法律の枠だけから防衛力等の國力も後景に後退してしまい、法律論が議論の中心となり、それで終始することになる。

たとえば、「専守防衛」について考えてみたい。2017年度の「防衛白書」には、次のように書かれている。「専守防衛とは、相手からの武力攻撃を受けたときに始めて防衛力を行使し、その態様も自衛のための必要最小限にとどめ、また、保持する防衛力も自衛のための必要最小限のものに限る自衛戦略をいう」

一読して、憲法の平和主義が色濃く反映されていると思う。しかし、専守防衛に、どれだけの軍事的合理性があるのかについての言及はない。本来、一国の防衛に関する政策は、次のように手順を踏むべきと思われる。すなはち、具体的な脅威の評価とそれに基づくあらゆる可能性を踏まえたシナリオを案出・整理し、詳細な分析を行つて得られるいくつかの検討に値する政策を憲法の視点、例えば平和主義やそ

の他の法律からチエックして具具体化し、政策とするということである。したがつて、そこには防衛上の必要性とならないが、専守防衛の議論では、平和主義の視点は強調されるが、専守防衛で具体的に国がどのよう守れるか、対策を取るべき点はどこかという実際的可能性からの議論はあまりなされていないよう感じられる。専守防衛の考え方は、いわば横綱相撲をしようということである。相手の攻撃を先ず、しっかりと受けとめ、相手に勝る自力で態勢を立て直して確實に寄り切る、そういう戦い方である。これは、圧倒的強者だからできることがある。横綱の地力がなければ、できない戦い方である。それを、我が国はやろうというのであるから、特別な準備と覚悟が必要となる。このように、緒戦における主導権が一方的に相手にあらる場合には、本来ならば、我が領域よりも努めて前方から対応すべきだが、相手の我が国に対する侵略意図はあるいは行動が明確になつてからしか対応できないため、実質的に我が国土・領域、言わば「本土決戦」からいきなり始まる戦いとなる。さらに悪いことに我が国は、国土の縦深が浅い。全く我が

には、不向きな戦い方であるこのよう

いう手順が妥当である。

な戦い方を選択するのだから、できるだけ我が領域の前の段階から戦略・作戦情報を収集する態勢、緒戦の敵の攻撃をしのぎ生き残るための工夫、圧倒的な火力、緒戦の損害を早期に復元する後方支援態勢、戦いの終始を通じて機能するC4I2（情報の優越に基づく新たな戦い方）、国民の待避のための施設等々は、特に焦点となるべきであるが、これらを本当に重点的に造成してきたかどうか。

専守防衛という選択には、日米安保条約による米軍の役割を考慮しても、このような難しさがあり、覚悟がいるということである。現代の脅威は、そのような新脅威と違つてきていて、反論もあることは承知しているが、我が国における考え方の特性がでている好例として挙げた。

憲法をふくめた法律を、戦略等の発想の出発点とするのは思考の順序としては適切とは思えない。厳しい国際情勢において、国家の生き残りをかけた外交防衛政策を考えるにあたって、まずは、国際社会は厳しく容赦のないところであるという認識を踏まえた、具体的な現実から始めるべきである。この現実を踏まえた上で先入観や縛りなく検討したのちに、憲法その他の法律の枠組みを当てはめてチェックすると

フィードバックされて、採用する政策や法律等の不具合などころのチェック

である。

なぜなら、この手順を踏まないと、が効いて、「何ができる何ができないか」

現行の枠組みの実際的な限界を認識し、必要となる憲法や法律の枠組みを限られるからである。このことは、そ

のまま、有事の際に為政者の選択の幅の狭さにつながる。選択の幅をあらゆる局面でできる限り広く確保すること

は、事に対処する為政者にとって極めて重要なことである。選択肢がなくなった時点で戦略としては失敗である。たとえば、原発事故の対応で考

えられた電源確保を含めて原子炉冷却のための手段をできるだけ多く準備しておくことが重要で、その選択の手段がついた時点で対処の限界が来る。政策は、いつでも為政者あるいは管理者のオプションを努めて広く残すものとする必要がある。

自衛隊の行動についても、同じことがいえる。たとえば、自衛隊が軍隊と同様の行動がとれるのは、防衛出動が発令されてからである。それまでは、警察権の行使に限定され、武力の行使はない。具体的な状況を考えると、平

時から有事への対応に大きなシームが存在する。

また、先に述べた手順を踏むことに

は、第一線指揮官の選択の幅はない。具体的な状況を考えると、平

時から有事への対応に大きなシームが存在する。

行政政府は、立法院で成立した法律の

実際的な抑止と対処を考えるにも、

枠内で施策を行う。立法院の役割は、将来にわたって必要となる新しい法律

の策定等を含めて「戦い」に関する

相手を考えることは、防衛政策、戦

略の策定等を含めて「戦い」に関する

いすれにしても、長期的視点を必要

とする防衛政策等を検討するには、法

律の枠組み等の前提を、一応、棚上げ

にして検討を始め、思考の幅を広げて

おくことが必要であり、その後、法律

等の枠組みに収まるかどうかのチェックを行う手順が肝要ということであ

2 脅威となる対象を具体的に考えな

い傾向

相手を考えることは、防衛政策、戦略の策定等を含めて「戦い」に関する事を考える際には、不可欠の要件である。自分の言動・行動により、相手の言動・行動は当然影響を受け、逆にその相手の言動・行動により自分のそれをまた影響を受けるという、「闘争における相互作用」を前提として考えなければならない。

ただしこれは、現実的な方途を案出する事は不可能である。

相手を考える際には、不可欠の要件である。自分の言動・行動により、相手の

言動・行動は当然影響を受け、逆にそ

の相手の言動・行動により自分のそれ

がまた影響を受けるという、「闘争に

おこなうことが必要であり、その後、法律

等の相手の言動・行動により、相手の

